

## 平成28年 多賀城市教育委員会第12回定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成28年12月22日(木)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆  
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子  
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 身崎 裕司(秘密会時退室)  
生涯学習課長 萱場 賢一(秘密会時退室)  
参事兼文化財課長補佐 千葉 孝弥(秘密会時退室)  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後0時15分
- 9 議事日程
  - 日程第1 前回議事録の承認について
  - 日程第2 議事録署名委員の指名について
  - 日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告
  - 日程第4 議事  
臨時代理事務報告第11号 平成28年度多賀城市一般会計補正予算  
(第4号)に対する意見について  
議案第30号 平成27年度多賀城市教育委員会点検及び評価に関する結果の報告書について  
議案第31号 平成28年度多賀城市教育功績者等表彰について  
議案第32号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について  
議案第33号 職員の人事について  
報告第5号 多賀城市いじめ防止基本方針に基づく調査結果の報告  
について
  - 日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年の第12回定例会を開会します。

### **日程第1 議事録の承認について**

教育長

はじめに、第11回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは異議がないものと認めまして、前回定例会の議事録については、承認されました。

### **日程第2 議事録署名委員の指名について**

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### **日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告**

教育長

これより、本会議に入ります。

それでははじめに事務事業等の報告をいたします。

諸般の報告、平成28年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、11月22日午前5時59分頃、福島県沖を震源とする地震が発生したことに伴い、宮城県沿岸に津波注意報が発表され、後に津波警報へと切り替わり、市では災害対策本部を設置して対応にあたりました。

仙台港では1メートル40センチメートルの津波が観測されたほか、砂押川を遡上する津波も確認されましたが、大きな被害はありませんでした。教育委員会関係では、小学校1校と中学校1校が臨時休校となったほか、津波浸水区域内にある給食センターにおいて職員が避難した結果、弁当持参日であった1校を除く7校への給食が配食できなかったことから、やむを得ず代替措置として学校敷地内に備蓄していた保存食、保存水を児童生徒に配付しました。

11月25日、「平成28年第2回市議会臨時会」が開催され、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」等の審議があり、原案のとおり可決されました。

同日、「市議会全員協議会」が開催され、11月22日に発生した地震・津波災害に係る状況や市の対応等について説明しました。

11月30日、「平成28年度仙台管内教育委員会協議会教育委員研修会」が大衡村で開催され、菊池委員が出席しました。

12月13日から20日まで8日間の会期で、「平成28年第4回市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案では、「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」のほか、本日、臨時代理事務報告します「平成28年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）」について、原案のとおり可決されました。

12月19日と20日の両日、一般質問が行われ、教育委員会関係の質問者は6名、6件でした。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

学校教育課関係、11月25日、「第2回多賀城市いじめ問題専門委員会」を開催し、「多賀城市いじめ防止基本方針に基づくいじめ事案について」を諮問いたしました。その対応状況について、後ほど報告いたします。

11月22日の福島県沖を震源とする地震に伴う津波注意報発表時の対応については、保護者や市民の皆様から多くの意見をいただきましたが、今後の対応について、子どもの安心安全を最優先に考え、教育委員会として統一した対応を決定し、学校長名で保護者へお知らせをしています。

11月30日の多賀城八幡小学校での「就学時健診」で、市内の全小学校で就学時健診が終了しました。来年度、市内小学校への入学予定者数は、平成28年11月30日現在579名ですが、就学時健診の受診者数は576名でした。市教委が実施した就学時健診未受診者については、入学前までに、自費により各医療機関で必ず受診するよう指導してまいります。

12月14日、「多賀城市学校保健会主催の表彰式」が市役所で開催され、健康保持増進に努力している児童生徒として、小学生6名、中学生4名が表

彰を受けました。

市内小中学校では、本日12月22日に2学期の終業式を迎え、来年1月9日までの冬休みに入ります。

小中学校のインフルエンザについては、現在のところ学級閉鎖や学年閉鎖等の報告はありませんが、多賀城八幡小学校第1学年46名中23名が嘔吐及び発熱等により欠席したため、12月8日と9日の2日間を学年閉鎖しておりましたが、12月12日にノロウイルスによる感染性胃腸炎と特定されました。流行の未然防止のために、各小中学校に対し、うがいや手洗いの励行を指導してまいります。

生涯学習課関係、11月26日、「多賀城市・天童市友好都市スポーツ交流大会」が開催され、剣道とゲートボール競技が行われました。総合体育館で行われた剣道には54名が、屋内ゲートボール場で行われたゲートボールには25名が参加しました。

11月27日、クイーンズ駅伝「第36回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会」が開催されました。市民ボランティア約90名が大会運営を支援する中、市内を駆け抜けるトップランナーに、多くの市民が声援を送りました。

12月2日、「青少年健全育成多賀城市民会議研修会」が市役所6階会議室で、開催され、青少年の薬物乱用の現状とその対策についての研修に41名が参加しました。

12月6日、「放課後子ども教室スタッフ研修会」が開催され、子どもたちの意欲を活かし可能性を広げるコーチングについて、ボランティアスタッフ54名が学びました。

12月10日、「こどもまつり」が文化センターで開催され、昔遊びやご当地ヒーローとのふれあいを楽しむコーナー、おもちゃを交換するかえっこバザール、ステージ発表などに1,534名の来場者がありました。

12月11日、「多賀城市長杯争奪卓球大会」が総合体育館で開催され、小中学生14団体183名、一般17団体62名が参加しました。

前回定例会以降に実施された主な社会教育事業等は別表のとおりです。

文化財課関係、11月27日、多賀城駅北側広場で開催された「多賀城なべまつり」に、多賀城太鼓と多賀城鹿踊が出演しました。

12月11日、城南小学校6年生を対象とした「歴史的食文化体験学習」を山王地区公民館で開催しました。10月に収穫したソバの実を挽いて調理したもので、文化財課長等が出席いたしました。

12月19日、中央公園整備事業に係る特別史跡の現状変更について、文化庁の担当調査官に説明を行うため、文化財課長等が文化庁に出張いたしました。

した。

平成28年12月22日提出、教育長、以上でございます。

それではただいまの報告について、質疑はございませんか。樋渡委員。

#### 樋渡委員

1ページの学校教育課関係の最初のところで、例えば天真小学校とか、水の来やすいところとか、高台にあるところで、各々の中で対応が変わることもあり得ると思ったのですが、いかがでしょうか。

#### 教育長

学校教育課長。

#### 学校教育課長

今回の対応としては休校のところもあったのですが、砂押川を津波が二中ぐらいまで遡上していたということで、市のマニュアルに書いてあるように全体として同じように対応をとりましょうということで、今回通知を出しております。やっていくうちに見直しをかけなければいけない時期もあると思いますが、今回いろいろな御意見を頂戴しましたので、今後こういう対応をするということで、統一してやらさせていただきます。

#### 樋渡委員

いろいろと難しいことがあって、現場での対応が共通ではなかった、と思ったのでお伺いしました。

それから2ページのほうで、インフルエンザについての「現在のところ」とは、今現在と考えるとよろしいでしょうか。ちょっとおぼろげなのですが、小学校によっては学級閉鎖とかあったように伺ったのですが、なかったのでしょうか。

#### 教育長

学校教育課長。

#### 学校教育課長

インフルエンザについては、学級閉鎖、学年閉鎖はないです。何人かはインフルエンザにかかっている子はいたのですが、それが拡がっていないという状態です。

#### 樋渡委員

わかりました。ありがとうございました。それともう一つ、生涯学習課関係で、12月2日の「青少年健全育成多賀城市民会議研修会」について、対象がどのような方で、もしお分かりでしたら講師の方などを教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

青少年健全育成多賀城市民会議の研修会については、市民会議のメンバーの方々が対象で、私達の関係で言いますと青少年補導員の方であるとか、学校関係の方、先生方になります。講師をしていただいたのが、塩釜保健所の環境衛生部食品薬事班の佐野幸子さんという方で、薬剤師の資格をお持ちの方です。この方に講師を引き受けていただいております。

樋渡委員

ありがとうございます。それと3ページのところで、成人教育事業「働く女性のキレイの秘密“ピカピカ美活講座”」は11月25日が第3回で、同じなのかもしれないのですが11月26日は「“キラキラ”美活講座」第3回となっているのですが、違う内容なのか同じ内容なのか教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

詳細までは把握はしておりませんでしたので、資料を確認させていただきたいと思います。

樋渡委員

“キラキラ”と“ピカピカ”で内容が違うのかなと思いましたので、よろしくをお願いします。以上です。

教育長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それではその内容は後から報告いただくということで、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

#### 日程第4 議事

##### 臨時代理事務報告第11号 平成28年度多賀城市一般会計補正予算 (第4号)に対する意見について

教育長

次に、議事に入ります。はじめに、臨時代理事務報告第11号「平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第4号)に対する意見について」、担当課長か

ら説明をいたしますのでよろしく申し上げます。副教育長。

## 副教育長

臨時代理事務報告第11号「平成28年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）に対する意見について」でございます。市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づいて、意見を求められております。そして、平成28年12月1日に臨時代理により次のとおり回答したので報告するというものでございます。

次のとおりのところですが、次の6ページを御覧いただきたいと思っております。こちらにありますとおり、異議ない旨回答しております。

今回の補正予算の内容等につきましては、次の7ページからの資料に基づきまして、順に御説明いたします。

こちらは、市議会に提案された議案でございます。この議案につきましては、12月15日に開催された市議会で承認を得ております。

はじめに資料の11ページをお開きください。

11ページのところに歳出の款ごとの表がございます。歳出合計のところですが、数字の真ん中のところになりますけれども、今回の補正額は一般会計合計24億1,191万円で、補正後の一般会計の予算額は300億5,420万2千円となるものです。

10款教育費がございます。教育総務費から保健体育費までそれぞれ補正をしております。補正額の合計が2億1,567万9千円で、補正後の教育費の予算額は、29億2,097万7千円となるものでございます。

内容の詳細につきましては、各課長から順に御説明申し上げます。

なお、今回の補正の内容には、総務課所管の人件費分も含まれていますが、人件費分につきましては説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、資料の30、31ページをお願いいたします。

## 学校教育課長

それでは30ページ・31ページになります。

10款1項2目事務局費で758万7千円の減額補正をするものでございます。

説明欄学校教育課1「自主学習支援事業」で、10万6千円の増額です。これは、平成28年度から、国の事業名が「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」から「仮設住宅の再編に係る子どもの学習支援によるコミュニティ復興支援事業」に変わり、それに伴い、事業申請の条件として「仮設

住宅（見なし仮設を含む）が設置されている」とことと「学び支援コーディネーターが参加する評価・検証委員会の設置」が義務づけられました。

それにより、年3回実施する「評価・検証委員会」に参加する学び支援コーディネーター参加謝金として、8節報償費で9千円を増額するものでございます。

また、平成28年度の当初予算編成の際は、県委託金申請額の10%減が見込まれていましたが、県で各市町村と調整をした結果、申請額全額が認められたことから、来年度、平成29年度の小学校新入生の保護者に配布する「家庭学習リーフレット」を作成するための印刷製本代として、11節需要費で9万7千円を増額するものでございます。

## 副教育長

続いて、10款2項1目小学校費の学校管理費で、1億9,760万円の増額でございます。

右側の説明欄の教育総務課関係ですが、小学校関係として、「山王小学校エレベータ大規模改造事業」、2つ目として「多賀城八幡小学校屋内運動場大規模改造事業」の建設事業を計上してございます。後ほど御説明いたしますが、中学校でも二つの建設事業を計上しております。

この4つの事業につきましてはいずれも、国の補正予算に伴うもので、事業の説明に入ります前に、国の補正予算の関係について御説明いたします。

これらの4つの事業につきましては、「学校施設環境改善交付金」という国の補助金を受けて事業をおこなうものでございます。

その4つの事業の場合ですが、本年度に国に対して事業計画を提出し、来年度、平成29年度に市の予算で予算化して事業を行っていききたいという予定でございました。

ただ、以前に城南小学校の大規模改修事業の予算措置の中でも御説明してきたところですが、国の予算が非常に厳しい中で、事業の採択自体も難しくなっているのが現状です。

国の補正予算編成前に、県のほうから通知がございまして、「国において「経済対策」として補正予算を編成するけれども、平成29年度に予定している事業についても、可能な範囲で平成28年度に前倒しできないか」、というものでございました。

国では、平成29年度においても公立学校施設の耐震化、老朽化対策等については推進していくという方針で、より安全・快適な教育環境の整備を目指しているところではございますが、平成29年度も財政状況が厳しいのは変わり

なく、できる限り平成28年度で事業を前倒しして実施してほしい、というものです。

また、前倒ししたほうが予算的にいっても事業の採択の可能性が高いということでしたので、前倒しの方向で県に事業計画を上げまして、今回、事業が採択されたというものです。

事業内容について御説明いたします。

1の「山王小学校エレベータ大規模改造事業」ですが、2,410万円でございます。現在のエレベータにつきましては、昭和52年度に設置されたもので、経年による劣化が著しく、老朽化が進んでいることから、地震感知対応エレベータに改修するほか、バリアフリーの観点から、これまでの荷物用から、荷物・人員共用のエレベータに改修するものでございます。

工事請負費で2,401万9千円のほか、事務費を計上しているものでございます。

次に、2の「多賀城八幡小学校屋内運動場大規模改造事業」ですが、1億7,280万円でございます。八幡小学校の屋内運動場につきましては、昭和58年度に建設されたもので、現在、既に建築後32年が経過しております。

設計業務委託料で580万円、工事請負費で1億6,690万円のほか、事務費を計上しているものでございます。

大規模改造の内容ですが、屋内運動場全体の改修ということになります。

主な内容としまして、屋根、外壁の改修、アリーナ床面の改修、内壁の改修、建具の改修、シャワー室の設置、アリーナ照明のLEDへの更新、舞台照明更新、放送設備更新、給排水設備の更新などがございます。

ここで繰越明許費の説明をいたしますので、恐れ入ります、同じ資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページのほうに繰越明許費がございます。

そのうちの10款教育費2項小学校費で、ただいま御説明した「山王小学校エレベータ大規模改造事業」で、410万円、「多賀城八幡小学校屋内運動場大規模改造事業」1億7,280万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

完成予定ですが、山王小学校エレベータにつきましては平成29年10月、八幡小学校屋内運動場につきましては平成30年2月を予定しております。

恐れ入ります、31ページにお戻りください。

## 学校教育課長

説明欄学校教育課1「小学校副読本作成事業」で、70万円の増額でございます。

「副読本わたしたちの多賀城」は、4年に1度改訂しており、前回は、平成

25年に改訂し、平成26年度から平成29年度まで配付する予定で、児童への配付、各小学校への予備などとして2,500冊作成いたしました。

しかし、平成27年度の3年生児童の増加と、転入児童の増加により、現在の在庫冊数が522冊に対して、来年度の3学年児童数に転入児童等の予備を見込むと612冊になり、90冊の不足が見込まれることから、11節需用費で「副読本わたしたちの多賀城」90冊の印刷製本代として、70万円を増額するものでございます。

## 副教育長

次に、その下の2目教育振興費で、59万7千円の増額でございます。

説明欄の教育総務課関係ですが、1の「教育教材整備事業」で、理科備品購入費59万7千円を増額するものです。この増額の理由ですが、こちらも今回の国の補正予算において、理科教育設備の整備充実のための経費が計上されております。

これは、理数教育の充実の観点から、観察・実験等の充実を図り、その結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明することなどが課題とされているというものです。そこで、観察や実験の活動を通じて、思考力・判断力・表現力等を育成する指導を定着させていくための環境整備が必要であるという趣旨から、国で補正予算が計上されたものでございます。

その趣旨を踏まえ、本市においても理科教育設備の充実を図っていくという観点から、補正予算を計上するものでございます。

積算の基礎といたしましては、国において「特に重点的に整備すべき品目」について定めていますので、それらの理科設備備品について、今回購入したいというものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款3項1目中学校費の学校管理費で、3,800万円の増額でございます。

予算計上の理由につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、さきほど小学校の学校管理費のところの説明したとおりでございます。

説明欄の教育総務課関係ですが、中学校関係として東豊中学校と高崎中学校の2校の柔剣道場の吊天井落下防止対策事業を行うというものでございます。

はじめに、これまでの経過を御説明いたしますと、国におきましては、学校施設等における天井等落下防止対策の推進を行っているところでございまして、文部科学省では、天井等落下防止対策の手引きを作成し、構造体の耐震化が図られている施設であっても、天井等の落下防止対策が必要ということで、高さが6メートルを超える天井、水平投影面積が200㎡を超える天井、この

二つを基準として、そのどちらかに該当する場合は、その対策を推進するよう、国からの通知が出ているところです。

それを踏まえまして、今回、国の「学校施設環境改善交付金」の交付を受け、防災機能を強化するために、2校の柔剣道場の吊天井を改修するものでございます。

事業の内容ですが、2校とも、現在の天井を撤去し、より安全で、かつ耐震性のある天井を再設置するものでございます。

説明欄でございますが、1の「東豊中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」で1,500万円でございます。

実施対象の天井の高さは、4.5メートル、水平投影面積は338㎡でございます。

工事請負費1,495万円のほか、事務費を計上しているものでございます。

次に、2の「高崎中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」ですが、2,300万円でございます。

実施対象の天井の高さは、4.5メートル、水平投影面積は472.5㎡でございます。

工事請負費2,295万円のほか、事務費を計上しているものでございます。

この2校の金額の違いにつきましては、主に天井の面積の違いによるものでございます。

ここで、もう一度繰越明許費の御説明をいたしますので、資料の12ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費で中学校費、「東豊中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」で1,500万円、「高崎中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」で2,300万円、その二つの事業を平成29年度に繰り越すものでございまして、完成につきましてはどちらも平成29年10月を予定してございます。

恐れ入ります、もう一度33ページにお戻りください。

33ページの10款3項2目教育振興費で、64万5千円の増額でございます。

右側の説明欄教育総務課関係で、1の教育教材整備事業で、理科備品購入費64万5千円を増額するものです。

予算計上の理由につきましては、ただいま小学校の教育振興費のところの説明したとおりでございます。

## 生涯学習課長

その下の表を御覧いただきたいと思っております。3目公民館費で、予算額の補正はありませんが、説明欄の「市民音楽祭開催事業」につきまして、公益財団法人

人宮城県文化振興財団に対して当該事業に係る助成金の申請をしておりまして、10万円の交付決定がございましたので、当該事業に充てる財源の組替えをするものです。

次に、8目市民会館費で、232万5千円の増額補正をするものです。

説明欄の「文化センター改修事業」につきましては、市民会館内の設備及び器具の不具合の予防や安全性の確保、さらにホール事業の今後の予定などを勘案し、特に年度内において早急に対応する必要があると認められる設備及び器具がございましたので、これらに係る修繕費用として、11節需用費修繕料の232万5千円を増額補正するものです。

修繕の内容及び補正計上額の内訳といたしましては、市民会館大ホールの引割幕開閉ランナー2組分の交換で88万8千円、同じく大ホールのオーケストラ迫りVベルトの交換で88万6千円、グランドピアノ1台分のハンマー交換で55万1千円となります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。続いて、歳入の説明をいたしますので、資料の18、19ページを御覧ください。

#### 副教育長

18、19ページの14款2項5目教育費国庫補助金で、3,848万9千円の増額でございます。

1の小学校費補助金で、2,537万5千円の増額ですが、説明欄の1「理科教育振興費補助金」で29万8,000円でございます。

これは、歳出で御説明申し上げました、小学校の理科備品購入費の増額に伴うもので、補助対象額の2分の1の金額と、計上済額との差額を増額するものでございます。

次に「学校施設環境改善交付金」で2,507万7千円でございます。

1の「山王小学校エレベータ大規模改造事業交付金」で、575万6千円です。

これは、歳出で御説明した山王小学校のエレベータの大規模改造事業に伴うもので、基本工事費の3分の1に、事務費分を加えたものでございます。

次のページをお願いします。

2の「多賀城八幡小学校屋内運動場大規模改造事業交付金」1,932万1千円でございますが、これは、歳出で御説明した屋内運動場の大規模改造事業に伴うもので、交付基準額5,739万円の3分の1に、事務費分を加えたものでございます。

次に2の中学校費補助金で、1,311万4,000万円でございます。

1の「理科教育振興費補助金」で32万2千円ですが、歳出で御説明申し上げ

げた、中学校の理科備品購入費の増額に伴うもので、補助対象額の2分の1の金額と、計上済額との差額を増額するものでございます。

次に2の「学校施設環境改善交付金」で、内訳が1「東豊中学校柔剣道場防災機能強化事業交付金」で、505万円です。

これは、歳出で御説明した「東豊中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」に伴うもので、実工事費の3分の1に、事務費分を加えたものでございます。

2の「高崎中学校柔剣道場防災機能強化事業交付金」は774万2千円ですが、これは、歳出で御説明した「高崎中学校柔剣道場吊天井落下防止対策事業」に伴うもので、実工事費の3分の1に、事務費分を加えたものでございます。

#### **学校教育課長**

22、23ページを御覧ください。

3項2目教育委託金で10万6千円の増額補正をするものでございます。

3節教育総務費委託金説明欄1「学び支援コーディネーター配置事業委託金」で、10万6千円の増額補正は、歳出で説明いたしました「自主学習支援事業」における、県委託金を増額するものでございます。

#### **生涯学習課長**

次の24、25ページをお願いいたします。

20款5項2目雑入で2万円の減額補正をするものですが、説明欄の中央公民館関係の「宮城県文化振興財団助成金」につきましては、歳出で説明しましたとおり、公益財団法人宮城県文化振興財団から市民音楽祭開催事業に係る助成金の交付決定を受けたため、助成額である10万円の増額補正をするものです。

#### **副教育長**

次に21款1項4目教育債で1億9,680万円の増額でございます。

右側の小学校債で1億7,170万円、中学校債で2,510万円の増額ですが、ただいま歳出で御説明申し上げた4つの事業に係る市債の借り入れでございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

#### **教育長**

ただいまの説明について質疑はございませんか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

防災副読本が90冊足りないということで、かなりの額になりますが印刷費などを全て含んでいるのでしょうか。

#### **教育長**

学校教育課長。

**学校教育課長**

90冊という冊数で、少ないものですから、一冊7,200円になってしまうということですが、不足してしまいますのでその金額で印刷をするということになります。

**樋渡委員**

副読本というのは、子どもが使う副読本とは違うのでしょうか。

**教育長**

学校教育課長。

**学校教育課長**

小学校3年生の児童に配付する社会科の副読本で、3、4、5、6年と継続して使っていきます。

**樋渡委員**

一人の人が一冊いただいて3、4、5、6年生で使うということで、教科書で、  
小学校の副読本で何千円もするというのが分からなかったものですからお伺いしました。

**教育長**

よろしいですか。

**樋渡委員**

はい。

**教育長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第11号を承認します。

**議案第30号 平成27年度多賀城市教育委員会点検及び評価に関する結果の報告書について**

**教育長**

次に、議案第30号「平成27年度多賀城市教育委員会点検及び評価に関する結果の報告書について」、副教育長から説明をいたします。副教育長。

**副教育長**

議案第30号「平成27年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」でございます。別冊で報告書をお渡ししておりますけ

れども、こちらの準備をお願いしたいと思います。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表するものです。

こちらの報告書につきましては、報告書を作成するに至った経過も含めまして、教育総務課の佐藤参事のほうから詳しく御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

### 教育総務課参事

議案第30号について御説明いたします。別冊として配付しております報告書の1ページをお開きください。

この点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条にあります、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定に基づき作成しております。

この報告書は、平成20年度から外部の学識経験者2名の方から御意見、御提言をいただいて作成しているものです。

本日、この定例会で決定されましたら、市議会に報告するものでございます。

次に、報告書の構成について御説明いたします。

まず、次の2ページから7ページについては、平成27年度における教育委員会の開催状況及び御審議いただいた内容を掲載しております。

昨年度は、市立図書館の移転やいじめ対策に関する案件もあり、毎月の定例会のほか5回の臨時会を開催しております。

次に、8ページから14ページでございますが、学識経験者の方から昨年度にいただきました意見に対し、事務局で検証を行い、業務改善へ結びつけた取組を掲載しております。

各事務事業の評価につきましては、15ページ以降に36の事業について掲載しておりますが、平成27年度も主要な事業に関しての事業評価としております。

なお、この事業評価に関しましては、市全体の事務事業評価と同様の取り扱いとなっております。

66ページから92ページは、学識経験者として、昨年度もお願いしました元多賀城市立山王小学校長の宮田尚夫氏と、本年度から新たにお願いしました、元七ヶ浜町立亦楽小学校長の遠藤眞理子氏、お二方からいただいた御意見、御講評を掲載しております。

93ページ以降には、資料といたしまして、多賀城市教育基本方針及び平成27年度の教育重点目標を掲載しております。

17ページをお開きください。

今年度も、第五次多賀城市総合計画に掲げている7つの政策体系のうち政策3の「教育文化分野」、「歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち」の施策ごとに事業評価を行っております。

16ページの一覧表では、1番から3番までが「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」、4番から22番までが「学校教育の充実」、23番から27番までが「生涯学習の推進」、28番が「市民スポーツ社会の推進」、

29番から36番までが「文化財の保護と活用」と、施策ごとに各事務事業について、「事業状況」「成果向上」という形で、1年間の取組評価をまとめております。

36の事務事業のうち、事業状況に関しては、25事業が「順調である」、11事業が「概ね順調である」との評価結果になっております。

また、成果向上に関しては、3事業が「成果向上余地は大」、7事業が「成果向上余地は中」、26事業が「成果向上余地は小」との評価結果になっております。

今後、この評価結果を基に、更なる業務改善を行うこととなります。

以上で教育委員会の点検・評価についての説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

副読本のところを見ていましたが、CDも含まれているとのこと、本にCDが付いているということでしょうか。

## 教育長

学校教育課長。

## 学校教育課長

副読本の中にCDも入ってまして、多賀城市の地図も入っております。

## 樋渡委員

もう一つ、「評価対象事業一覧」の「成果向上」について「1」から「3」と書いてあるのですが、「成果向上」の「大」が3つとなつていますが、これを見ると数が逆のような気がするのですが。「成果向上」の「大」が3事業ですか？「小」の方が3事業となると思うのですが。「1」と「3」が逆だと思うのですが。「指標結果」と「事業状況」が違うということなのでしょうか。見方がちょっと分からなかったのですが。「政策3」と書いてあつ

て、その表の中で「成果向上」と「事業状況」が「大」である「1」というのがほとんどですけれど、「指標結果」としては「大」なのが「3」ということで、見方が違うということですね。

#### 教育長

副教育長。

#### 副教育長

今のところですが、「事業状況」と「成果向上」のうち「成果向上」ですが、例えば「小学校環境整備事業」が32ページにございますけれども、こちらが一番下のところに「これまでの取り組みの評価」という欄がありまして、「事業状況」で「順調である」となっております。「順調である」「概ね順調である」「順調ではない」の区分で評価をしているということでございます。それから「成果向上」のところは、成果向上の余地が大きいか、中くらいか、小さいかということございまして、例えばこの「小学校環境整備事業」ですと事業が概ねスムーズにあって、事故等の発生件数もないことから、向上の余地が少ない、小さいということになりますけれども、事業自体が上手くいっているので、向上の余地としては小さいという見方になります。

#### 樋渡委員

さきほどおっしゃった32ページのところですが、「事業状況」は「概ね順調」であるので「1」で、「成果向上」は順調にしているから余地が少ないということで「小」と見ればいいのですね。これは「指標結果」とは違うのでしょうか。「指標結果」では下の方に書いてある「成果向上が大」が3つで、「小」が26というのと、「政策3」と書いてある表の中の「1」から「3」と逆と言うか、上手く説明できないのですが、もし時間があつたら後でお知らせ願います。今は時間がないと思いますので。

#### 副教育長

簡単に言いますとただいま申し上げたとおりですが、順調に進んでいて成果も上がっているものについては、向上の余地は少なくなっているので、「成果向上の余地は小」ということになります。その「小」のものが16ページになりますと、「成果向上」が「小」のところは26の事業があるということになります。

#### 樋渡委員

「事業状況」の上に書いてあるところと「指標結果」の「成果向上」というのは、解釈の仕方が違うと考えてよろしいでしょうか。

#### 副教育長

すみません、その「上の」というのはどこを指すのでしょうか。

**樋渡委員**

16ページのところで、「事業状況」と右上のところに小さい表があって、「1」が「順調である」というふうに1、2、3と書いてあって、「成果向上」が「1」は「大」、「2」が「中」、「3」が「小」というふうになっているんですけど、「指標結果」というところの「成果向上」の意味は分かるのですが、「政策3」と書いてある表の「成果向上」というところは、数として合わないと思うのですが。「指標結果」で「成果向上が大」とあるのは3つ、ということではないのですか。「大」が「3」という意味ですか。

**副教育長**

この「政策3」の表には事業が1から36まで並んでいますけれども、一番右側の「成果向上」に、上から見ますと1、1、3、3と並んでいますけれども、「成果向上」の「1」と書いてあるものについては、「成果向上が大」のものになります。「3」と入っているものは「成果向上が小」という意味になります。

**樋渡委員**

そうですね。その結果、36事業を見た時に「成果向上」というのが「1」が3つだけですけれど。

**副教育長**

「1」が3個だけですので、下の集計表で「成果向上」の「大」のところは3件ということですね。

**樋渡委員**

やっとわかりました。この「大」が「3」ということは、「成果向上」の「1」が3つということだったのですね。

**副教育長**

はい。

**教育長**

他に御質問ありませんか。根來委員。

**根來委員**

小学校と中学校の環境整備事業についてお尋ねいたします。この決算額を元に事業の状況や成果を出しているのだと思いますが、この予算で、実際の現場の需要というものは賄えているのでしょうか。

例えばこの予算の中に遊具などの修繕、購入も入っているのですか。

あるいは教具・教材の方で現場から「こういうものが欲しい」というのは十分応えられている金額がこの決算額で、それに対しての事業の状況と成果

を評価しているのかどうかということをお尋ねしたいです。

#### 教育長

副教育長。

#### 副教育長

例えばこの32ページの「小学校環境整備事業」の内容ですけれども、この中に含まれておりますのは、上から2段目の「手段」というところがございますけれども、その中の学校施設等の修繕関係の費用、パソコンの借上げ、小学校施設等工事の関係、この部分が「環境整備事業」の中に含まれているということで、その金額が下にあります2,199万4千円の内容ということになります。

これが十分なのかどうかということにつきましては、学校施設の工事ですとか修繕等につきましては、毎年学校からの要望等を聞きながら、それからこちらで管財課で学校施設等の状況等見ながら、必要な予算を確保して順次進めているという状況でございます。

#### 根来委員

環境整備が直接子どもの学力につながる場合が多くありますので、可能であればこの部分になるべく予算をかけていただいて、現場で必要としているものなるべくスムーズに対応できる体制をとった上での、事業状況と成果という方が、より現場の先生方にとって近い評価になるのではないかなという気がいたします。

あともう1点なのですが、教職員の授業力の向上についてであります、26年度までの取組の状況から27年度の評価や課題まで出していただいております。内容が分かりやすいところではあるのですが、この取り組んだ内容を収録した要録のようなものは作成されているのでしょうか。

#### 副教育長

資料で言うと何ページになるのでしょうか。

#### 根来委員

58ページですけれども、この授業力の向上のための取組がどのようにされているか分からないのですが、その内容を収録というかまとめる作業はどのようにされているのでしょうか。中学校だと科目ごとにされたりと思うのですが。結局そういったものがあって、「事業状況」と「成果」の評価をされているのかどうかということを確認したいのですが。

#### 教育長

学校教育課長。

#### 学校教育課長

「教職員の授業力の向上」では、教育委員会のほうに専門の指導員がおりまして、初任研、2年研、5年研、10年研の時に、授業の研究をしてもらいます。指導案を持ってきてもらって、それに対して指導をして、授業を見て、評価をして、という蓄積はあります。そういうものを見ていただいたりしています。授業の評価と、専門指導員が指導案の評価をしっかりと見ております。

#### 根来委員

はい、ありがとうございます。

#### 教育長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第30号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がありましたので、議案第30号について原案のとおり決定します。

### 議案第31号 平成28年度教育功績者等表彰について

#### 教育長

次に、議案第31号「平成28年度教育功績者等表彰について」、副教育長から説明をいたします。

#### 副教育長

議案第31号「平成28年度多賀城市教育功績者等表彰について」でございます。

このことについて、次のとおり決定するというものです。

「次のとおり」の内容でございますが、38ページから41ページまで、A3版のものが4枚ございますが、こちらの表を見ていただきながら御説明させていただきたいと思っております。

こちらの表が「表彰候補者調書」になりますが、「学校教育振興」で個人5名、「社会教育振興」で個人12名、「社会体育振興」で個人3名、「児童生徒の顕彰」が、個人が6名、団体が2団体です。

合計しますと、個人26名と、団体が2団体ということになります。

表彰の根拠でございますが、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定によ

りまして、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰するものでございます。

恐れ入ります、お手元に「多賀城市教育委員会表彰規則」と、「表彰候補者選考基準」をお渡ししておりますので、その概要をはじめに御説明いたします。

はじめに「多賀城市教育委員会表彰規則」でございますけれども、第1条につきましては規則の趣旨で、ただいま申し上げたものです。

第2条は、表彰の種類ですが、「教育功績者表彰」と「児童生徒顕彰」のふたつになります。

第3条につきましては、この項目に該当する方を表彰するという内容になりますが、第1項の第1号は「本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの」、第2号は「教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として10年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの」、第3号は「前2号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者」で、第2項は「市立学校の児童生徒又はその団体で、他の模範とするに足る行為があったものは、児童生徒顕彰としてこれを表彰する」ということで、表彰の根拠ということになります。

恐れ入ります、2枚目の「表彰候補者選考基準」を御覧ください。

こちらにつきましては、規則に基づいて、選考基準と手続について必要な事項を定めているものでございます。

第2条から第4条までに、表彰の選考基準等を記載しています。第2条につきましては、ただいまの規則第3条第1項第1号の規定に基づくもので、「個人又は団体について学校長又は課長からの内申を受け、全市的な視野で選考する」というものでございます。こちらは(1)から(4)までに記載のとおりでございます。

第3条につきましては、「規則第3条第1項第2号の規定に基づく表彰」ということで、内容につきましては(1)、(2)に記載のとおりでございます。

それから第4条につきましては、「規則第3条第2項の規定に基づく表彰」ということで、「児童生徒の顕彰」の内容でございます。こちらは(1)から(3)までの内容ということになります。

これら「表彰規則」、「選考基準」に基づきまして、今回内申のあった方々について、「表彰候補者調書」としてまとめたのが、38ページから41ページまでの内容になります。

それでは各候補者につきましては、順に各課長のほうから御説明申し上げます。

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### 学校教育課長

それでは、38ページからまいります。

「学校教育振興」個人の部でございます。

1番深谷晃祐様、山王小学校の父母教師会会長として、児童生徒の健全育成と学校教育の振興に尽力されました。

2番鈴木健史様、学校医（眼科校医）として、それから3番佐藤利徳様、耳鼻科校医として、それから4番末瀬裕子様、学校歯科医として、それから5番山崎慎司様、学校歯科医として、2番から5番までの先生方は、多年にわたり学校における健康診断に従事し、児童生徒の疾病の発見や予防措置に尽力された方々でございます。以上5名になります。

### 生涯学習課長

次に、「社会教育振興」個人の部12名の候補者について説明いたします。

1番の山田諄さんにつきましては、XXXXXXXXXXとして、次に2番の根本幸子さん、3番の渡邊敬治さん、4番の鈴木絹子さんにつきましては、XXXXXXXXXXとして、次に5番の小野くに子さん、6番の後藤みよ子さんにつきましては、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXとして、それぞれ資料記載の年数のとおり、長きにわたってそれぞれの所属団体の会員の模範となって活動するとともに、地域における社会教育活動の推進に尽力されました。本市の社会教育の発展に特に功績があった者として、多賀城市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものです。

続いて、7番の藤嶋康子さん、8番の金子裕子さん、9番の角和子さんは、それぞれXXXXXXXXXXとして12年の長きにわたり社会教育事業の推進に携わるとともに、本市の芸術文化の振興に尽力されております。本市の芸術文化の発展に特に功績があった者として、教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものです。

続きまして、10番の渡邊和枝さんは東能ヶ田区の社会教育振興員、11番の眞山祐子さんはXXXXXXXXXX、12番の村上美智子さんはXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXとして、それぞれ10年の長きにわたって地区における社会教育の振興に尽力されております。本市の施策であります「生涯学習の推進」に特に功績があった者として、教育委員会表彰規則第3条第1項第2号に該当すると認められるものです。

次に、「社会体育振興」個人の部3名の候補者について説明させていただきます。

きます。

1 番の松戸正志さんは [REDACTED]、2 番の蜂谷栄一さんは [REDACTED]、3 番の齋藤静子さんは [REDACTED] として、それぞれ 10 年の長きにわたって地区におけるスポーツ活動の振興及び普及推進に尽力されております。本市の施策であります「市民スポーツ社会の推進」に特に功績があった者として、教育委員会表彰規則第 3 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるものです。

#### 学校教育課長

それでは 40 ページを御覧ください。

「児童生徒の顕彰」個人の部でございます。

番号 1 から番号 6 まで 6 名の児童生徒を顕彰候補者といたしました。

その中で 1 番と 4 番、書道については、全県的に権威のある大会で入賞していること、それから、銃剣道、体操、水泳競技においては、東北大会、全国大会レベルの大会で優秀な成績を収めております。

続いて 41 ページを御覧ください。

「児童生徒の顕彰」団体の部でございます。

2 団体ですが、多賀城中学校水泳競技女子 400 メートルリレーチームになります。県大会で優勝して、東北大会に出場しております。

高崎中学校弓道部女子チームは、東北弓道ジュニア選手権大会において、中学校女子団体の部で優勝を果たしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第 31 号について、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第 31 号について原案のとおり決定します。

### 議案第 32 号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について

#### 教育長

次に、議案第 32 号「多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

## 生涯学習課長

それでは、議案第32号「多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

本案は、平成28年第4回多賀城市議会定例会で可決されました、「多賀城市公民館条例の一部を改正する条例」が12月16日に公布されたことを受けまして、山王地区公民館及び大代地区公民館の各室使用料に加算する冷暖房使用料の額を定めるため、「多賀城市公民館管理規則」の一部を改正するといった内容になります。

はじめに、資料の44ページを御覧ください。

1の「規則改正の趣旨」は、冒頭に申し上げたとおりですが、冷暖房使用料につきましては多賀城市公民館条例別表備考5で「1時間につき700円以内で市長が定める額」と規定されており、多賀城市教育委員会事務委任規則第2条第1号の規定で冷暖房を含む設備器具に係る使用料の額を定める事務が教育委員会に委任されていることから、教育委員会の所管規則である多賀城市公民館管理規則を改正し、山王地区公民館及び大代地区公民館の各室の冷暖房使用料の額を定めることとするものです。

次に、2の「規則改正までの経過」についてですが、本年10月26日に開催されました教育委員会定例会において、「山王地区公民館及び大代地区公民館における冷暖房使用料の設定に関する方向性」の決定をいただいております。今定例会に至るまでの経過を表にまとめさせていただきました。確認いただきたいと存じます。

次のページを御覧ください。

3の「中央公民館の施設（各室）概要等」につきましては、各室使用料に冷暖房使用料を加算している中央公民館の各室の面積や定数、1時間当たりの冷暖房使用料をまとめたものです。

先に決定をいただいております「冷暖房使用料設定の方向性」におきましては、山王地区公民館及び大代地区公民館における冷暖房使用料は中央公民館の各室の面積等を勘案して設定することとしておりました。中央公民館の冷暖房使用料を基準として、山王地区公民館、そして大代地区公民館の各室の冷暖房使用料の案をまとめたものが4の「各地区公民館の施設（各室）概要、冷暖房使用料（案）等」の(1)と(2)の表になります。

今回、公民館管理規則を改正し、実際に冷暖房使用料を規定することとするのは、冷房機又は暖房機が整備されている(1)と(2)の表中の太字で記載されている箇所となります。

次に資料の47、48ページを御覧ください。

公民館管理規則の具体的な改正内容を、新旧対照表を用いて説明いたします。

見開きの右側に記載の表が、現在の冷暖房使用料を定めた公民館管理規則別表第2で、左側の表が改正後の別表第2です。少し見づらいかもかもしれませんが、アンダーラインの入っている箇所が今回の改正箇所、追加する箇所となります。

右側の表では中央公民館部分の表のみとなっていますが、左側の表のように山王地区公民館と大代地区公民館の部分を新たに追加することとなります。

今回規定するのは、冷房機又は暖房機の整備済みの箇所となりますので、整備が済んでいない箇所につきましては「－（中線）」で表示することとしております。これらの部分は、今後、冷房機の整備の進捗に応じて随時を改正していくこととなります。

また、備考の改正につきましては、冷暖房機の使用時間に1時間未満の端数がある場合の端数処理に関するものですが、紛れのないような表現となるよう文言を整理するものです。

恐れ入りますが、46ページにお戻りいただきたいと思っております。

46ページの5の「施行期日等」ですが、今回の公民館管理規則の改正内容は平成29年4月1日から施行することとし、今回新たに規定する冷暖房使用料は同日以後の冷房又は暖房の使用について徴収することとするものです。

恐れ入ります、43ページを御覧いただきたいと思っております。

以上説明いたしました内容につきましては、43ページに掲載しております、規則の改正文及び附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

なお、平成28年第4回多賀城市議会定例会における「議案第99号多賀城市公民館条例の一部を改正する条例について」の審議の中で、今後の山王地区公民館及び大代地区公民館における冷暖房機の整備計画に関する質疑が数名の議員から行われましたが、これに対しまして、菊地市長から次の市議会定例会、2月に開会される定例会になりますが、そちらの定例会において冷暖房整備に必要な予算の計上を検討する旨の答弁がなされております。

現在、これを受けて、関係部署間で各種調整を行っているところであることを報告させていただきます。

本案に関する説明は以上です。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第32号について、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

異議がないものと認め、議案第32号について原案のとおり決定します。

### **議案第33号 職員の人事について**

#### **報告第5号 多賀城市いじめ防止基本方針に基づく調査結果の報告について**

#### **教育長**

次に、議案第33号と、報告第5号を続けて議題といたしますが、議案第33号については、人事案件であり、また、報告第5号については、個人情報を含む案件でありますので、秘密会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

異議がないようですので、これから秘密会といたします。それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 入室)

### **日程第5 その他**

#### **教育長**

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いいたします。菊池委員。

#### **菊池委員**

お願いがあります。「社会教育事業の開催状況」の中に、できましたら、講師の先生や関わった団体名を入れていただくと、内容がなんとなく頭に浮かびますし、記録としても残るかと思しますので、もしよろしかったら入れていただいた方がよいな、と言うのが1点です。

もう1点あります。毎年「評価対象事業一覧表」を出してくださっていますけど、これもできましたら、せめて1年前の評価がどうだったか、「事業状況」と「成果向上」あたりがあると、ここは今回がんばったなということが分かり、それから今年は「成果向上」が「小」のところが多くなったのでずいぶん皆さんそれぞれのところではがんばってくれていると思いますので、対比を見るのもひとつかなと思いました。以上2点お願いいたします。

#### 教育長

ほかにございませんか。樋渡委員。

#### 樋渡委員

評価のところ「学識経験者の意見」があり、お二人、小学校の校長先生となっていますが、小学校と中学校を含めてというところで例えば中学校の先生が入ったりとか、遠藤先生に関しては「元七ヶ浜町立」となっていますが、多賀城の小学校との関係があるのか、多賀城に住所があるからなのでしょうか。

#### 教育長

教育総務課参事。

#### 教育総務課参事

今年度お願いしております宮田先生は市内にお住まいで、最終的には山王小学校の校長先生を退職され、教育委員会のほうにもお勤めいただき、子ども会連合会のほうもお引受いただいたということで、社会教育に携わっていただいている先生です。

もうお一人の遠藤眞理子先生につきましては、市内の小学校に勤務された経験が長く、最終的には七ヶ浜町立亦楽小学校の校長先生を退職されたということと、市内にお住まいです。

市内にお住まいの校長先生経験者をお願いをしているというのが現状です。

#### 樋渡委員

どちらの先生方も詳しく評価をされていて、かなりお時間をかけていらっしゃるって大変なのかなと思いました。「学識経験者の意見」というのが、数としてもっとあった方が良いのか、それともかなり深くいただく方が良いのか法的に評価をどの程度まで、ということは求められているのでしょうか。報告書があれば良いのか、内容的にかなり深く入り込んだ内容が求められているのか、教えていただければと思います。

#### 教育長

副教育長。

#### 副教育長

点検評価報告書のことですけれども、こちらは法律の規定に基づいて、事務局で内容や事業等を選んで評価をするわけですが、それに対して学識経験者と

ということで、外部の方、第三者の意見を聞いて、今後の事務事業に活かしていくという趣旨になりますので、庁内、内部だけでまとめるということではなくて外部の意見をいただいているということでございます。

#### **樋渡委員**

外部評価委員会のようなものですが、それに対しては今のところなにも具体的な縛りがないということで考えてよろしいでしょうか。

#### **副教育長**

外部評価をする学識経験者の方につきましては、制度が始まってそれほど経ってはおりませんが、他の団体等の例を見ますと大体2名程度のいろいろな意見をいただいて、それに対しての取組をまとめております。

#### **樋渡委員**

ありがとうございます。

#### **教育長**

よろしいでしょうか。生涯学習課長。

#### **生涯学習課長**

私から2点説明させていただきたいと思います。

諸般の報告で樋渡委員から御質問がありました、資料の3ページのところで11月25日、11月26日のほうでそれぞれ「成人教育事業」として「働く女性のキレイの秘密“ピカピカ”美活講座」「輝く女性のキレイの秘密“キラキラ”美活講座」で、違うものか同じものかということでしたが、内容につきましては3回続きでどちらも同じ内容で同じ講師をお迎えして行っております。

いずれも、1回目がアロマセラピー編、第2回目がリンパケア編、3回目が冬のおしゃれ編ということで、3回とも中身は違うのですがそれぞれ同じ内容で行っております。

この違いですが、11月25日に行っている「“ピカピカ”美活講座」の方は時間帯が午後7時から8時30分までで、仕事帰りの方がご利用できるような講座になっております。

もう一つの「“キラキラ”美活講座」につきましては、土曜日の午前10時から11時30分までで、広く一般の方が受講できるように対象者を広げています。ですので、時間帯と対象にしている受講者層で違いをつけていますが、中身としては同じです。

それで、大変申し訳なかったのですが、「“ピカピカ”美活講座」の会場のほうに誤りがありました。正しくは「中央公民館」ということになります。お詫びして訂正申し上げます。すみませんでした。

それともう1点ですが、第11回定例会のほうで樋渡委員から御質問いただ

いておりました、本日資料を用意しておりますが、市立図書館の運営状況について資料を提供させていただいたところだったのですが、そちらのうち、表の中で「図書」というのがどういう意味なのかということした。「利用者数」の内訳がありますけれどもその中に「図書」というのがどういうものなのかという御質問を承っております。

この「図書」につきましては、「多賀城市立図書館」の略となります。これは、利用者の中に「団体」とありますけれども、実は図書館自身が利用カードを持っておりまして、そのカードを使ってスタッフが利用する場合であるとか、レファレンス資料として貸出を止めておくとか、そういったことのために図書館として借りている、ということを表しているのが「図書」ということとなります。

従前は「団体」のほうに含めていたのですがけれども、図書館以外の団体数を明らかにする必要があるということで、敢えて分けて表示をしております。

以上となります。

#### 樋渡委員

確認なのですが、「館内でスタッフの方が利用する場合」ということですね。

#### 生涯学習課長

はい。

#### 樋渡委員

ありがとうございました。

#### 教育長

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもって、多賀城市教育委員会第12回定例会を終了いたします。お疲れ様でございました。

午後1時42分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成29年1月25日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印